



3月22日(日)は

投票時間 午前7時～午後8時

熊本県知事選挙

不在者投票

①滞在先(市外)での不在者投票

投票日に仕事などで荒尾市外に滞在し、投票に行くことができないと見込まれる人は、滞在先の選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書(兼請求書)」を郵送し投票用紙を請求してください(電子メール・ファックスは不可)。投票用紙の郵送には時間が掛かりますので、手続きはお早めをお願いします。
※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は荒尾市ホームページからダウンロードできます。

②病院・老人ホームなどでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院、入所している人は、そこで不在者投票ができますので、早めに病院や施設にお問い合わせください。

〈入院・入所中の人不在者投票できる市内の病院・施設〉

荒尾こころの郷病院、荒尾市民病院、荒尾中央病院、慈眼苑、新生翠病院、白寿園、平成ドリーム館(50音順)

③郵便等による不在者投票

下の表に当てはまる人は、郵便などで投票ができます。投票には事前に荒尾市選挙管理委員会への申請、登録が必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

●表1 郵便等投票証明書の交付が受けられる人

身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級か2級
	内臓機能(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸)の障害	1級か3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	内臓機能(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓)の障害	特別項症～第3項症
介護保険法の要介護者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人	

投票所入場券

投票所入場券は、1人1枚ずつ郵送しますので、投票日には入場券を持って投票所にお出かけください。

入場券を忘れたり紛失された人、届かない人は投票所で係員に申し出てください。再発行して投票できます。

※入場券が届くまでしばらく時間がかかりますが、ご了承ください。

期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができないと見込まれる人は、期日前投票ができます。

期日前投票の際は、「投票所入場券」裏面の期日前投票宣誓書を事前に記入しておく、受付が早く済みます。

●期間

3月6日(金)～3月21日(土)

・市役所1階11号会議室

午前8時30分～午後8時

※市県民税(国民健康保険税など)・所得税の確定申告の申告相談会場と同じ場所に、期日前投票所を併設しています。

・あらかしシティモール2階シティホール

午前10時～午後7時



選挙公報

選挙公報は投票日の2日前までに全世帯に配ります。候補者を選ぶ貴重な資料として、よく読んで投票してください。

なお、告示後に、熊本県ホームページに、選挙公報を掲載予定です。

選挙速報

市ホームページに、期日前投票者数、選挙当日の投・開票状況等を掲載しますのでご覧ください。

※ホームページアドレス

<https://www.city.arao.lg.jp/>



任期満了による熊本県知事選挙が行われます。

県民の代表を選ぶ大切な一票です。棄権することなく進んで投票しましょう。

投票日時

●投票日

3月22日(日)

●投票時間

午前7時～午後8時

●投票所

市内23か所。各家庭に郵送する「投票所入場券」に記載された投票所で投票してください。

投票所の変更

(宮内出目公民館→市役所11号会議室)

今回の選挙から第2投票区の投票所が宮内出目公民館から市役所1階11号会議室に変更となりますので、ご注意ください。

〈該当行政区〉

上小路、宮内、宮内出目東・西、東宮内、大平町一丁目～三丁目

投票所一覧

右記の二次元バーコードから、投票所の場所を確認することができます。



投票できる人

次の要件を全て満たす人が投票できます。

- ・3月22日(日)現在で満18歳以上であること(平成14年3月23日までに生まれていること)
- ・荒尾市の選挙人名簿に登録されていること(選挙人名簿に登録されるには…荒尾市で住民票を作成した日(転入の届け出をした日)から令和2年3月4日までに3カ月以上引き続き住民登録がある日本国民であることが必要です。)

・選挙権を停止されていないこと

※県外に転出した人は投票できません。県内に転出した人は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていないと、荒尾市で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会へお問い合わせください。

